

2 「かながわ子どもみらいプラン」の改定について

(1) 改定の概要

ア 改定の趣旨

県では、すべての子どもが健やかに成長することができる社会の実現をめざし、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業支援計画」と、次世代育成支援対策推進法に基づく「地域行動計画」の位置づけを併せ持つ計画として、「かながわ子どもみらいプラン」（以下「プラン」という。）を平成27年3月に策定した。

現行のプランは、計画期間を5年間(平成27年度から令和元年度まで)としているため、現状の課題や県民等の意見・提案を踏まえ、神奈川県子ども・子育て会議での審議の上、改定を行う。

イ プランの位置付け

- ・ 子ども・子育て支援法第62条第1項に規定された教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他子ども・子育て支援施策の実施に関する計画とする。
- ・ 次世代育成支援対策推進法第9条第1項に規定された次世代育成支援対策の実施に関する計画とする。
- ・ 県の総合計画である「かながわグランドデザイン」を補完する、特定課題に対応した個別計画とする。

ウ 計画期間

令和2年度から令和6年度までの5年間とする。

エ 対象区域

県内全市町村とする。

オ 現行プランの主な内容

次の3つの「めざす将来像」の実現のため、「子どもが生きる力」、「保護者等が育てる力」、「社会全体が支える力」を充実強化する取組みを定めている。

- ・ 子どもが心豊かにいきいきと自分らしさや可能性を伸ばせる社会
- ・ 子どもを安心して生み育てることができる社会
- ・ すべての子どもの育ちや子育て家庭をみんなで応援する社会

カ 改定の方向性

保育所、放課後児童クラブにおける待機児童の発生、児童虐待、子どもの貧困等、子どもと子育て家庭を取り巻く環境は厳しさを増していることから、次の事項を中心にプランを改定し、取組みを継続する。

- (ア) 待機児童の解消に向け、女性の就業率の増加や幼児教育・保育の無償化の影響等による保育ニーズの変化を踏まえ、幼稚園・保育所・認定こども園等の需給計画を改定する。
- (イ) 保育士等の人材確保に向け、新たな需給計画に対応するための人員確保の方策や資質の向上に関する計画を改定する。
- (ウ) 小学生の放課後対策ニーズの高まりを踏まえ、新たに放課後児童クラブの量の見込みと確保方策をプランに位置づける。
- (エ) 支援を必要とする子どもを守る体制づくりのため、次の内容について改定する。
 - ・ 児童福祉法等の改正を踏まえた、児童虐待防止対策及び社会的養育の推進に向けた取組み
 - ・ 「神奈川県子どもの貧困対策推進計画」の改定内容を踏まえた、子どもの貧困対策のプランへの位置づけ

(2) 今後のスケジュール

- 令和元年 8月 子ども・子育て会議での審議
- 11月 子ども・子育て会議での審議
- 12月 第3回県議会定例会厚生常任委員会に改定素案を報告
改定素案について県民意見募集（パブリック・コメント）を実施
- 令和2年 2月 第1回県議会定例会厚生常任委員会に改定案を報告
- 3月 子ども・子育て会議において改定案を報告
プランを改定